

(様式4) 継続事業中間評価調書 (令和03 年度実施事業) (事前評価 年)

評価確定日(令和03 年 04 月 20 日)

事業コード	09010102	政策コード	09	政策名	安全・安心な生活環境の確保
事業名	安全・安心なまちづくり事業	施策コード	01	施策名	犯罪や事故のない地域づくり
		指標コード	01	施策目標(指標)名	県民の防犯意識の向上と防犯活動の強化
部局名	生活環境部	課室名	県民生活課	班名	安全安心まちづくり・交通安全班
				(tel)	1522
				担当課長名	齋藤秀樹
				担当者名	松森敦史
評価対象事業の内容				事業年度	平成16年度～令和99年度

1－1. 事業実施当初の背景（施策目標達成のためになぜこの事業が必要であったのか）

安全・安心に暮らすことのできる社会の実現は、県民共通の願いである。このためには地域が一体となった防犯活動や子どもの安全確保を推進する必要がある。一方で少子高齢化が急速に進行し、地域コミュニティ機能が減退している中、依然として高齢者を中心に除排雪作業中の人的事故が発生していることから、安全対策の普及啓発や高齢者等の社会的弱者に対する除排雪支援の仕組みづくりが必要である。また、社会全体で犯罪被害者等を支援していくためには、行政のみならず、県民・事業者・民間支援団体等から幅広く理解を得た上で進める必要がある。

1-2. 外部環境の変化及び事業推進上の課題

本県においては、人口減少や少子高齢化の進行により、安全・安心なまちづくりを担う自主防犯活動団体の減少、活動員の高齢化や人手不足による活動規模の縮小のほか、除雪ボランティアなどの雪処理の担い手の確保が課題となっており、地域の支え合いによる除雪支援体制の整備が急務となっている。また、犯罪被害者等の置かれた状況に対する県民の理解が十分とはいえない状況である。

2. 住民ニーズの状況(事業継続中に把握したもの)

- ①ニーズを把握した対象 受益者 一般県民 (時期: R02年11月)

②ニーズの変化の状況 ● a 増大した ○ b 変わらない ○ c 減少した

③ニーズの把握の方法
 アンケート調査 各種委員会及び審議会 ヒアリング インターネット
 その他の手法 (具体的に 各地域振興局において雪対策連絡協議会を開催)

④ニーズの具体的な内容及び変化の状況の内容
 直轄者並異常等の社会的弱者の除排重支援が求められている

3. 事業目的（どういう状態にしたいのか）

県民や地域での防犯意識を高め、自主的な防犯活動を促進するとともに、犯罪被害者等の支援、雪下ろし等除雪による雪害事故の防止、地域で支え合う除雪支援体制の整備を図り、安全で安心なまちづくりを推進する。

(重点施策推進方針との関係) ○ 重点事業 ● その他事業

4. 目的達成のための方法

- | | |
|------------|-------------------|
| ①事業の実施主体 | 県、市町村、市町村社会福祉協議会等 |
| ②事業の対象者・団体 | 市町村、自治会、県民等 |
| ③達成のための手段 | |

防犯活動の促進については、県民や地域での防犯意識を高め、自主的な防犯活動や子どもの安全確保を推進し、犯罪を防止する環境を整備する。犯罪被害者等の支援については、市町村や民間団体と連携して、犯罪被害にあわれた方々を支援するほか、県民の被害者等に対する关心と理解を深める。雪対策の推進については、「第3次秋田県豪雪地帯対策基本計画」等に掲げる事業を着実に実施し、安全な除雪作業の普及啓発のほか、豪雪等に取り組む団体の立ち上げ支援や体制の強化を図る。

5. 昨年度の評価結果等 ● 継続

- | | |
|-----------|--|
| ①評価の内容 | <p>(一次評価結果) 「日本一安全・安心な秋田県」の実現に向けて、防犯意識の普及啓発、犯罪被害者等への県民の理解を深めるための普及啓発のほか、「第3次秋田県豪雪地帯対策基本計画」に基づく安全な除排雪作業の普及啓発や除排雪支援を行う団体の立ち上げへの支援等により、関連施策を着実に実施する必要がある。</p> |
| ②評価に対する対応 | <p>犯罪被害者等の置かれた状況に対する県民の理解を深めるため、県民のつどいにおいて、犯罪被害者遺族による講演を行ったほか、「冬の安全安心民間活力タイアップ事業」を実施し、県と包括連携協定を締結している企業と連携し、県民に対する除排雪中の事故防止の直接的な呼びかけ等を行った。また、除排雪支援を行う団体の新規設立及び既存団体の活動継続に対する支援を引き続き行った。</p> |

6. 事業の全体計画及び財源

单位(千円)

財源内訳		左 の 説 明						
国 庫 补 助 金	性暴力・配偶者暴力被害者支援交付金、人権啓発活動地方委託費		15,490	15,116	14,112	14,112	14,112	14,112
県 債			2,225	2,188	3,904	3,904	3,904	3,904
そ の 他	寄附金、諸収入		100	106	100	100	100	100
一 般 財 源			13,165	12,822	10,108	10,108	10,108	10,108

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

指標名	除排雪団体数	指標の種類					
指標式	県事業による除排雪団体の立ち上げ数（累積）	●成果指標 ○業績指標					
①年度別の目標値（見込まれる効果）		低減目標指標 ○ 該当 ● 非該当					
指標	01年度 02年度 03年度 04年度 05年度 06年度 07年度 最終年度						
目標a	50	55	60	65	70	75	0
実績b	46	51	0	0	0	0	0
b/a	92%	92.7%	0%	0%	0%	0%	
東北及び全国の状況	他の都道府県で同様の事業を実施していない。						
②データ等の出典	県民生活課調べ						
③把握する時期	● 当該年度中 03月 ○ 翌年度 月 ○ 翌々年度 月						

指標名		指標の種類					
指標式		○成果指標 ○業績指標					
①年度別の目標値（見込まれる効果）		低減目標指標 ○ 該当 ○ 非該当					
指標	01年度 02年度 03年度 04年度 05年度 06年度 07年度 最終年度						
目標a	0	0	0	0	0	0	0
実績b	0	0	0	0	0	0	0
a/b							
東北及び全国の状況							
②データ等の出典							
③把握する時期	○ 当該年度中 月 ○ 翌年度 月 ○ 翌々年度 月						

◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法

①指標を設定することができない理由

[]

②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)

[]

1次評価

評価結果

課題に照らした妥当性	● a ○ b ○ c	○ A ● B ○ C
〔理由〕	少子高齢化や人口減少の進行により、地域コミュニティ機能が減退し、自主防犯活動の規模縮小、除排雪の担い手不足のほか、高齢者の雪による事故が多発していることから、高齢者の除排雪作業を地域の支え合いにより支援する体制の整備が急務である。	
住民ニーズに照らした妥当性	● a ○ b ○ c	
〔理由〕	雪下ろし中に被害に遭うケースが多発していることから、事故防止に向けた取り組みの必要性は増大している。	
県関与の妥当性（民間、市町村、国との役割分担）	○ a ● b ○ c	
〔理由〕	□ 法令・条例上の義務 □ 内部管理事務 □ 県でなければ実施できないもの ■ 民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの	
市町村や自治会等による取組には限界があるため、全県的・総合的な観点から県が積極的に関与することで、より効果的な防犯活動の促進や犯罪被害者等の支援のほか、総合的な雪対策を実施することができる。		

1次評価

有効性の観点	事業の効果（事業目標は達成されているのかどうか） 適用の可否 ● 可 ○ 不可 ○ a 達成率100%以上 ● b 達成率80%以上100%未満 ○ c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	○ A ● B ○ C

効率性の観点	1 事業の経済性の妥当性(費用対効果の対前年度比) 適用の可否 ○ 可 ● 不可 ○ a 1.1~ ○ b 0.9~1.1 ○ c ~0.9 〔令和02年度の効果〕 / 〔令和01年度の効果〕 = (指標 I) 〔令和02年度の決算額〕 / 〔令和01年度の決算額〕 = (指標 II) 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	○ A ● B ○ C

総合評価	● A継続 ○ B改善して継続 ○ C見直し ○ D休廃止 ○ E終了	「日本一安全安心な秋田県」の実現に向けて、防犯意識や犯罪被害者等への県民の理解を深めるための普及啓発のほか、「第3次秋田県豪雪地帯対策基本計画」に基づく安全な除排雪作業の普及啓発、除排雪支援を行う団体の立ち上げ支援等により、関連施策を着実に実施していく必要がある。

2次評価

総合評価	必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C (2次評価対象外)	(2次評価対象外)

評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)		
政策評議会意見		

(様式4)継続事業中間評価調書 (令和03 年度実施事業) (事前評価 平成25年)

評価確定日(令和03 年 05 月 06 日)

事業コード	09010501	政策コード	09	政策名	安全・安心な生活環境の確保							
事業名	消費生活安全・安心事業	施策コード	01	施策名	犯罪や事故のない地域づくり							
		指標コード	05	施策目標(指標)名	消費者の自立や被害防止に向けた取組の充実強化							
部局名	生活環境部	課室名	県民生活課	班名	消費生活班	(tel)	1517	担当課長名	齋藤秀樹	担当者名	佐々木佳奈子	
評価対象事業の内容											事業年度	平成25年度～令和99年度
1-1. 事業実施当初の背景（施策目標達成のためになぜこの事業が必要であったのか）											3. 事業目的（どういう状態にしたいのか）	
<p>消費生活相談員の増員や相談室の整備等について、国の基金を基にした「消費生活相談臨時対策基金」（平成21～26年度）や、基金に代わって創設された「地方消費者行政推進交付金」（平成27年度～）を活用して取り組んできたが、県及び市町村の消費生活相談体制の充実や消費者教育の一層の推進など、消費者行政の更なる活性化を図る必要がある。</p>											県及び市町村の消費生活相談体制の維持・充実が図られるとともに、消費者教育が一層推進される。	
											(重点施策推進方針との関係) ●重点事業 ○その他事業	
1-2. 外部環境の変化及び事業推進上の課題											4. 目的達成ための方法	
<p>国では、消費生活相談体制の整備等を支援する「地方消費者行政推進交付金」（平成27～29年度）に代えて「地方消費者行政強化交付金」（平成30年度～）を創設し、国として取り組むべき重要な消費者政策を推進していくこととしたほか、地方公共団体に対して消費者行政予算の自主財源化を促しており、交付額が削減されている。</p>											<p>①事業の実施主体 県、市町村 ②事業の対象者・団体 一般県民、高齢者等 ③達成のための手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の特殊詐欺被害の防止（関係機関等と連携した啓発、多様な広報媒体を活用した啓発） ・地域における消費者問題解決力の強化（各種啓発講座の開催等） ・消費生活相談体制の強化（消費生活相談員の資質向上等） ・市町村が行う消費生活相談体制の整備等に対する支援 	
2. 住民ニーズの状況(事業継続中に把握したもの)											5. 昨年度の評価結果等 ○継続 ●改善 ○見直しまたは休廃止	
<p>①ニーズを把握した対象 □受益者 ■一般県民（時期：R03年03月） ②ニーズの変化の状況 ●a 増大した○b 変わらない ○c 減少した ③ニーズの把握の方法 　□アンケート調査 ■各種委員会及び審議会 □ヒアリング □インターネット 　□その他の手法（具体的に） ④ニーズの具体的な内容及び変化の状況の内容</p> <p>消費者・事業者代表、学識経験者等で構成される秋田県消費生活審議会において、高齢者の特殊詐欺被害の未然防止に向けた啓発活動の強化や、消費生活相談体制の充実、持続可能な社会の実現の取組について意見・要望があった。</p>											<p>①評価の内容</p> <p>（一次評価結果）「第2次秋田県消費者教育推進計画」では、重点施策として「高齢者の消費者被害の未然防止」や「社会経済情勢の変化に対応した相談体制の充実と啓発推進」等を掲げており、今後も、高齢者等に対する啓発活動や県及び市町村の相談体制の充実を図っていく必要がある。</p> <p>②評価に対する対応</p> <p>秋田県消費者教育推進計画に基づき、市町村、県警察、教育委員会、社会福祉協議会等の関係機関・事業者と連携を図りながら、消費者教育・啓発活動を推進した。</p>	
6. 事業の全体計画及び財源											単位(千円)	
順位	事業内訳	左の説明		01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	全体(最終)計画		
01	消費生活安全・安心事業	高齢者の特殊詐欺被害の防止、地域における消費者問題解決力の強化、消費生活相談体制の強化		5,889	14,536	13,978	11,310	10,546	9,856			
02	消費生活安全・安心支援事業	市町村が行う消費生活相談体制の整備等に対する支援		23,225	6,896	9,312	8,373	6,294	4,299			
財源内訳		左の説明		29,115	21,432	23,290	19,683	16,840	14,155			
国庫補助金		地方消費者行政強化交付金		27,609	19,997	21,785	18,178	15,335	12,650			
県債												
その他		諸収入（金融広報委員会事業費、労働保険料納付金）		1,505	1,435	1,505	1,505	1,505	1,505			
一般財源												

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み												
指標I	指標名	消費者教育に向けた取組				指標の種類						
	指標式	生活センターにおける年間の出前講座等への参加者数（出前講座と教育支援講座の参加者合計）				○成果指標 ●業績指標						
	①年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 ○該当 ●非該当											
	指標	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	最終年度			
	目標a	11,000	10,000	10,000	0	0	0	0				
	実績b	7,166	3,071	0	0	0	0	0				
	b/a	65.1%	30.7%	0%								
	東北及び全国の状況											
	②データ等の出典	生活センター事業概要										
	③把握する時期	○当該年度中	月	●翌年度	05月	○翌々年度	月					
指標名					指標の種類							
指標式					○成果指標 ○業績指標							
①年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 ○該当 ○非該当												
指標	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	最終年度				
目標a	0	0	0	0	0	0	0					
実績b	0	0	0	0	0	0	0					
a/b												
東北及び全国の状況												
②データ等の出典												
③把握する時期	○当該年度中	月	○翌年度	月	○翌々年度	月						
◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法												
①指標を設定することが出来ない理由												
②見込まれる効果及び具体的な把握方法（データの出典含む）												
1次評価												
必要性の観点	課題に照らした妥当性					評価結果						
	理由	● a ○ b ○ c 高齢者の特殊詐欺被害は依然として深刻な状況であり、消費者被害の未然防止のための啓発活動や相談体制の充実・強化により消費生活の安全・安心を図る事業の目的に合致している。					● A					
	理由	● a ○ b ○ c 住民ニーズに照らした妥当性 県内の特殊詐欺被害に占める高齢者の割合が増加傾向にあることを踏まえ、啓発事業を拡充しており、妥当である。					○ B					
	理由	● a ○ b ○ c 県関与の妥当性（民間、市町村、国との役割分担） ■法令・条例上の義務 □内部管理事務 ■県でなければ実施できないもの □民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの					○ C					
	理由	消費者安全法により、県は消費生活センターの設置が義務付けられている。										
	2次評価											
	評価結果	必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C										
		総合評価	○A継続 ●B改善して継続 ○C見直し ○D休廃止 ○E終了					(2次評価対象外)				
		総合評価										
		総合評価										
総合評価												
総合評価												
総合評価												
総合評価												
総合評価												
総合評価												
評価結果の当該事業への反映状況等（対応方針）												
政策評議委員会意見												

(様式4)継続事業中間評価調書 (令和03 年度実施事業) (事前評価 平成30年)

評価確定日(令和03 年 05 月 06 日)

事業コード	09010502	政策コード	09	政策名	安全・安心な生活環境の確保						
事業名	消費者行政強化事業	施策コード	01	施策名	犯罪や事故のない地域づくり						
部局名	生活環境部	課室名	県民生活課	班名	消費生活班	(tel)	1517	担当課長名	斎藤秀樹	担当者名	佐々木佳奈子

評価対象事業の内容

事業年度 平成30年度～令和99年度

1-1. 事業実施当初の背景（施策目標達成のためになぜこの事業が必要であったのか）
国が取り組むべき重要な消費者政策を推進するため創設された「地方消費者行政強化交付金」（平成30年度～）を活用し、社会経済情勢の変化によって生じる新たな消費者問題に適確に対応していく必要がある。

3. 事業目的（どういう状態にしたいのか）

新たな消費者問題に対応した県及び市町村の消費生活相談体制の強化が図られるとともに、消費者教育が一層推進される。

(重点施策推進方針との関係) 重点事業 その他事業

4. 目的達成のための方法

①事業の実施主体 県、市町村

②事業の対象者・団体 一般県民、若年者等

③達成のための手段

- ・新たな消費者問題に対応した相談体制の整備（消費生活相談員の研修参加）
- ・新たな消費者問題に関する消費者教育の推進（食品ロス削減、エシカル消費の普及・啓発等）
- ・若年者への消費者教育の推進（教員向け指導力向上研修の実施等）
- ・市町村が行う上記取組に対する支援

5. 昨年度の評価結果等 継続 改善 見直しまたは休廃止

①評価の内容 (一次評価結果) 成年年齢引下げへの対応として、引き続き、若年者への消費者教育の充実・強化を図るとともに、社会経済情勢の変化を的確に捉えた啓発活動を推進していく。
また、教育委員会など関係機関と連携しながら、より効果的・効率的な事業の実施に努めていく。

②評価に対する対応

2. 住民ニーズの状況(事業継続中に把握したもの)

- ①ニーズを把握した対象 受益者 一般県民 (時期: R03年 03月)
 ②ニーズの変化の状況 a 増大した b 変わらない c 減少した
 ③ニーズの把握の方法
 アンケート調査 各種委員会及び審議会 ヒアリング インターネット
 その他の手法 (具体的に)
 ④ニーズの具体的内容及び変化の状況の内容
 消費者・事業者代表、学識経験者等で構成される秋田県消費生活審議会において、若年者等の被害防止や持続可能な開発目標に関する取組等、消費者教育の一層の推進について意見・要望があった。

6. 事業の全体計画及び財源

単位(千円)

順位	事業内訳	左の説明	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	全体(最終)計画
01	消費者行政強化事業	新たな消費者問題に対応した相談体制の整備、新たな消費者問題に関する消費者教育の推進、若年者への消費者教育の推進	4,971	2,910	3,971	3,971	3,971	3,971	
02	消費者行政強化支援事業	市町村が行う新たな消費者問題に対応した取組への支援	852	492	925	925	925	925	
財源内訳		左の説明	5,824	3,402	4,896	4,896	4,896	4,896	
国庫補助金	地方消費者行政強化交付金		3,338	1,947	2,908	2,908	2,908	2,908	
県債									
その他	産業廃棄物対策基金繰入金		447	807	1,256	1,256	1,256	1,256	
一般財源			2,039	648	732	732	732	732	

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

指標名	新たな消費者問題に対応する消費者教育の推進							指標の種類 ○成果指標 ●業績指標
	年間の消費者問題講演会への参加者数							
①年度別の目標値（見込まれる効果）	低減目標指標 ○ 該当 ● 非該当							
指標	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	最終年度
目標a	300	300	300	300	0	0	0	
実績b	351	248	0	0	0	0	0	
b / a	117%	82.7%	0%	0%				
東北及び全国の状況	-							
②データ等の出典	生活センター事業概要等							
③把握する時期	○ 当該年度中	目	● 翌年度	0.5目	○ 翌々年度	目		

○ 指標する時期		○ 当該年度中		月		○ 翌年度		月		○ 翌々年度		月								
指標Ⅱ	指標名											指標の種類								
	指標式											○ 成果指標 ○ 業績指標								
	①年度別の目標値（見込まれる効果）	低減目標指標		○ 該当		○ 非該当														
	指標	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	最終年度											
	目標a	0	0	0	0	0	0	0	0											
東北及び全国の状況																				
②データ等の出典																				
③把握する時期		○ 当該年度中		月		○ 翌年度		月		○ 翌々年度		月								

◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法

①指標を設定することができない理由

少指標を設定するときに出来ます。理由

②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)

2023-2024 学年第二学期期中考试卷 (一) 八年级数学

1次評価

評価結果

1 次評価

		評価結果
有効性の観点	事業の効果（事業目標は達成されているのかどうか） 適用の可否	● 可
		○ 不可
	<input type="radio"/> a 達成率 100%以上 <input checked="" type="radio"/> b 達成率 80%以上 100%未満 <input type="radio"/> c 達成率 80%未満 【評価への適用不可又は c の場合の理由】 <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div>	<input type="radio"/> A <input checked="" type="radio"/> B <input type="radio"/> C

効率性の観点	<p>1 事業の経済性の妥当性(費用対効果の対前年度比) 適用の可否 ○ 可 ● 不可</p> <p><input type="radio"/> a 1.1~ <input type="radio"/> b 0.9~1.1 <input type="radio"/> c ~0.9</p> <p>$\left[\frac{\text{令和02年度の効果}}{\text{令和02年度の決算額}} \right] / \left[\frac{\text{令和01年度の効果}}{\text{令和01年度の決算額}} \right] = \quad (\text{指標 I})$</p> <p>$\left[\frac{\text{令和02年度の決算額}}{\text{令和01年度の決算額}} \right] = \quad (\text{指標 II})$</p> <p>【評価への適用不可又はcの場合の理由】</p> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div>	● A
	<p>2 コスト縮減のための取組状況</p> <p><input type="radio"/> a 客観的で効果が高い ● b 取組んでいる <input type="radio"/> c 取組んでいない</p> <p>【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】</p> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div>	● B ○ C

総合評価	<input checked="" type="radio"/> A継続	令和4年からの成年年齢引下げへの対応として、引き続き、若年者への消費者教育の充実・強化を図るとともに、消費生活のデジタル化の進展や環境への配慮等、社会経済情勢の変化を的確に捉えた啓発活動を推進していく。
	<input type="radio"/> B改善して継続	また、教育委員会など関係機関と連携しながら、より効果的・効率的な事業の実施に努めていく。
	<input type="radio"/> C見直し	
	<input type="radio"/> D休廃止	
	<input type="radio"/> E終了	

2 次評価

必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C

総合評価	評価基準	
	評価基準	評価結果
	(1 次評価対象外)	
<input type="radio"/> A継続		
<input type="radio"/> B改善して継続		
<input type="radio"/> C見直し		
<input type="radio"/> D休廃止		
<input type="radio"/> E終了		

評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)

10. The following table summarizes the results of the study. The first column lists the variables, the second column lists the sample size, and the third column lists the estimated effect sizes.

政策評価委員会意見